

二弁平成21年人第368号
2009年(平成21年)6月9日

第二東京弁護士会 会員 各位

第二東京弁護士会
会長 川崎 達也

取調べ全面可視化実現のための緊急要請

会員各位におかれましては、日頃より当会の活動にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。5月21日に始まった被疑者国選の本格的実施や裁判員裁判対象事件への対応などが混乱なく円滑に進捗しているのも各位のご協力の賜物と感謝しているところです。

司法は、今、いろいろな場面で大きな変革を求められていますが、その最たるものの一つが刑事訴訟手続であり、とりわけ取調べの全面可視化の問題です。当会会員が中心となって釈放を勝ち取った菅家利和さんの「足利事件」も密室で自白を強いられたえん罪事件でした。密室内での自白強要を防ぐための方策が取調べの全面可視化しかないことは今や誰の目にも明らかになっています。

今後とも、取調べの全面可視化実現のため、関係各方面に働きかけることはもちろんのこと、私たち弁護人の日々の弁護活動の実践においてもこれを強力に推し進める必要性を痛感しております。

会員各位におかれましては、裁判員裁判対象事件あるいは全部または一部の事実争いのある事件の弁護人に就任されたときは、捜査機関に対し、取調べの全過程を録画・録音するよう申し入れていただきたく、この旨改めて要請させていただきます。捜査機関に対する申し入れは、直ちにこれが容れられない場合でも、自白強要に対する牽制になり、公判段階で裁判所に慎重な審理を促すことになることは明らかです。このような弁護実践の積み重ねが取調べの全面可視化に向けての運動を大きく前進させるものと信じます。

会員各位のご協力を賜りたくここに要請をする次第です。

以上